



写真：連合通信

### 謹んで新春のお慶びを 申し上げます

安全保障関連法案が成立しました。けれども私達はあきらめることはできません。法律家として憲法違反の法律を許すわけにはいきません。

法律家だけでなく、学生団体シールズ、ママの会、学者の会など多くの人が立ち上がりました。これは今後の希望です。法案廃止を求め、二〇〇〇万人の署名運動も始まりました。皆様方に署名運動への御協力よろしくお願いいたします。皆さんのご健康とご多幸をお祈りいたします。

二〇一六年 元旦



- |        |    |    |
|--------|----|----|
| 弁護士    | 安部 | 千春 |
| 弁護士    | 田邊 | 匡彦 |
| 弁護士    | 横光 | 幸雄 |
| 弁護士    | 東  | 敦子 |
| 弁護士    | 溝口 | 史子 |
| 弁護士    | 平山 | 博久 |
| 弁護士    | 朝隈 | 朱絵 |
| 事務局長   | 原田 | 祥昌 |
| 外 事務局長 | 同  |    |

第56号

発行

黒崎合同法律事務所  
北九州市八幡西区黒崎三ー一七  
アースコート黒崎駅前BLDG. 4F  
電話■093(642)2868・FAX■093(642)2856

#### ◆干支の雑学

#### 猿の豆百科

#### ●ゴリラもヒトもチンパンジーもシンセキです

▼ヒトにもっとも近い生き物といえはチンパンジー。ヒトと別の種として分かれたのは700万年前と考えられていて、遺伝子レベルではわずか2-3%の違いしかありません。道具を使ったり、群れごとに特有の文化を持っていたり、言葉を理解したり……。人間だけに見られると考えられていた特徴をいくつも持っていることが、近年の霊長類学により明らかにされています。▼このチンパンジーによく似ていて、一回り小さな類人猿がボノボ。数十年前まではチンパンジーの亜種と考えられていましたが、群れの作り方や生態などがあまりに違つたため、現在は別種と考えられています。でも、ヒトとの遺伝子距離はチンパンジーと同じ。つまり、ヒトに最も近い生物はチンパンジーとボノボの2種類ということになります。▼そしてヒトから3番目に近いのはゴリラです。1000万年ほど前に枝分かれし、その後ヒトとチンパンジー、ボノボに分かれました。▼実はこのゴリラからの遺伝子距離を見ると、ヒトとチンパンジーとボノボの3種は同じ位置に。つまりゴリラにしてみれば「ヒトもチンパンジーも似たようなもの」ということです。さらに時代をさかのぼり約1500万年前に分かれたオランウータンを中心と捉えると、ゴリラもヒトもチンパンジーも同じ距離のシンセキです。▼森の中で物思いにふけるオランウータン。「おいニンゲン！ 余り偉そうにするなよ」と思っているのかもしれないね。

# 過失割合 100対0

弁護士 安部 千春



Aさんは怒っていた。  
「私は交通事故の被害者なのに被告にされました」

Aさんから聞いた事故の様子は以下のとおりです。

「私はスーパーマーケットで買物を終え駐車場から車を出そうとしていました。後方確認をすると、Bさんが駐車場に進入し、空きスペースがなかった。そこで私の車両の後方を通過しました。そこで、私は後退を始め、停止しました。すると空きスペースに駐車していた車が発進し、Bさんは、その空きスペースの位置に入れようと後退してきました。Bさんは、後ろを全く振り返らず、車両の後退スピードと角度が異常であったため、私は気づいてないと危険を感じました。そこで、私は左手でクラクションを鳴らしながら、顔と右手を窓ガラスから乗り出して手を振りながら大声で『やめろ。ここにおろぞ。』と叫び続けていました。ところが、Bさんは一度も振り向かず衝突したのです。」

事故直後Bさんは到着した警察官と私に『私が右側のドアミラーのみを見てバックしたのですみませんでした。』と言い、『ぶつかって気がつきました。』とも言いました。Bさんの一方的な過失で私には過失はありません。それなのに裁判を起されたのです。」

入れようと後退しているにもかかわらず、Aさんが漫然と自車を後退させた過失があると主張していました。更にはAさんはBさんとこの衝突を感じたなら、これとの衝突を回避するためには自車を元の駐車区内に戻して衝突を回避することも容易だったと主張してきました。

そこで私は以下のとおり反論した。  
「自車を元の駐車場内に戻すためにはクラクションを鳴らすことをやめ、窓から上半身を乗り出して手を振り回すことをやめなければなりません。Aさんが二つの行動を同時にすることはできません。どちらかの行動を選択するしかありません。Bさんは気がつくであろうことを信じてAさんはクラクションを鳴らし、窓から上半身を乗り出し手を振り回したのである。Aさんに過失はない。」

相手からのこれに対する反論はなかったもので、当然私は勝つものだと思います。ところが判決は驚くべきものだった。

「Aさんは短時間であつてもBさんの進路を塞ぐ状態になった。これを避けるために、予め後退駐車をしておくとか、Bさんの動向が確認できるまで後退を避けるべきで、Aさんにも過失があり八〇対二〇である。」

当然、控訴した。  
そもそも判決に書かれたようなAさんの過失をBさんは主張していなかつ

た。全くの不意打ちである。裁判では当事者が主張していないことを判決することは禁止されている。これを弁論主義という。私は弁論主義に反していることを主張した上で、以下のとおり反論した。

「スーパーマーケットなどの駐車場では、駐車場枠に入ろうとする車が次から次へと入ってくる。満車時には多くの空き駐車場枠を探す車両がある。判決のように、一旦通過した車が後退してくるかも知れないので、後退を控えていたのではいつまでたつても出発することができない。一旦停止線を越えて進行した車の動向が確認できるまで後退を控えるべきというような注意義務はない。」Aさんはサンリブで買い物をして、その荷物の積み込みがしやすいように前進駐車をしていた。前進駐車はしてはいけないという法律があるわけではない。コンドミニアムは前進駐車が多いし、また、アメリカなど外国では前進駐車は九割の人がしている。」

控訴審の裁判所は過失割合は一〇〇対〇と判断し、相手方もこれに応じた。裁判は疲れる。どうしてこんなに時間がかかり、書面を書かなければならないのかわからない。

しかし一審の間違った判決は控訴審で正されたのでよしとしよう。

# 賃貸借契約の保証人の責任



弁護士 横光 幸雄

## 事案の概要

Aさんは、平成十一年に知人のBに頼まれてBが賃借する建物の連帯保証人になりました。ところがBは家賃の支払いを怠り、平成十五年に退去した時点で滞納金額は約二〇〇万円になっていました。しかし賃貸人であるCは、賃借人であるBに対しては請求を続けたものの、Aさんに対しては何の連絡もせず、Aさんが保証人になった一四年後の平成二十五年になつてはじめて内容証明郵便で請求の通知をしてきました。

## 相談の内容とその後

私は、Aさんの相談を受けた時に、賃料債権の消滅時効は五年なので時効が完成しているはずだと答えて、時効を援用する旨の通知をCに送付しました。

ところがCは、賃借人であるBが平成二十一年に最後の支払いをしているので、保証人もこれに付従して五年の時効は完成していないとして提訴してきました。

## 裁判で明らかになったこと

裁判の中で、BはAさんに連帯保証人になつてもらつた当時、既に四ヶ月分の家賃約三〇万円を滞納していたのに、かかる事実をBも、賃貸人であるCもAさんに告知しないままAさんを連帯保証人にさせたこと、その後もBが滞納を続けているのに全く告知しないままであったこと、Cは賃貸人として一ヶ月でも滞納

があつた場合には直ちに契約を解除できる約定であつたのに解除しなかつたこと、その理由はCが貸家業をしていたため他の賃借人への影響をおそれたこと、などです。

## Aさん側の主張

しかし、Aさんとしては、はじめから家賃滞納があつたのに何も知らされないまま連帯保証人にさせられ、それ以降のBの滞納の事実について何の情報提供もなく、Cの都合で延々と契約を続けられた訳ですから、こんな場合にまで無制限に責任をとらされてはたまりません。

## 民法改正法案

保証人の責任について現行法では具体的な制限はありませんが、民法改正法案では賃貸借契約の保証人にも「極度額の定め」が必要とされ、情報提供義務についても①保証契約締結時に主たる債務者に財産状況等を保証人に告知する義務を課すと同時に、債権者に対しても債務者の情報提供義務違反を知りまたは知ることができたときは保証人は契約を取消すことができる②債権者は保証人の請求があつた時は債務についての情報を提供しなければならぬ③債権者は主たる債務者が期限の利益を喪失した時は保証人にその旨を通知しなければならぬ、などの規定が新設されようとしています。今まで、保証人になつたばかりに人生を棒に振つた事例が頻発していたため、保証

人の責任を制限し、債権者らの情報提供義務も明確にして公平を図ることを目的としたものです。

## Aさんの責任の考察

前記の民法改正案に照らすと、Aさんの事例の場合、保証の限度額の制限はなく、主たる債務者・債権者はいずれも情報提供義務を尽くしていませんのでAさんは保証責任を免れる可能性が高いでしょう。しかし、現行法ではかかる規定はありません。そうなると法の一般原則である公平、信義誠実、権利濫用などの法理で救済を図る必要があります。また、時効についても、主債務者が滞納賃料の一部を支払つたとしても、賃料債権は毎月賃料ごとに時効が進行するので、支払つた一部の債権についてのみ時効中断し、他の債権については時効中断しないとの主張も可能と考えられます。

## 小結

Aさんの裁判はまだ判決が出されていません。しかし、私はこの裁判を通じて保証人の責任があまりに無規制なものであつたことに改めて痛感させられました。民法改正法案はかかる保証人制度の不合理的を正そうとするものですが、法改正前の現実の裁判においても、公正な結論が下されなければなりません。Aさんの事件の判決を注視したいと思います。

# ケンカはしません

弁護士 東 敦子



正月早々、なんとというタイトルなのか？と思った皆さま、ごめんなさい。

昨年、あんなにヒドい形で法律になつてしまった戦争法(安保法)について、今年もしつこく書いていきたいと思えます。あのとき安倍政権は「戦争をしないための法律」と言っていた。でも、こんなときは武器が使えらるるか、あんなときは戦争している国を助けるだとか、戦争に加担し、戦争に巻き込まれる内容であることは読めばわかります。小学生にどうやって説明したらいいんじゃないかと頭が痛くなります。

## 武力ではなく対話で

今でも「外国が攻撃してきて何もできないと困りますよね。だから、安保法が必要なんですよ。」という声を聞きます。そんなときは「いいえ、法律ができる前でも日本が攻められたときの自衛権の行使はできるんです。私たちが反対していたのは、そのことではありません。安倍政権は、アメリカが中東の国と戦争を始めたときに日本も一緒に戦えるように法律を作った

り、変えたりしたから、これに反対しているんです。」と頑張つて説明を続けています。

武力じゃなくて、粘り強く対話や人と人とのつながりで、紛争を解決していきたいと言えば、「そんな理想やん」と言われます。でも、武力やその抑止力で解決できた紛争はないし、むしろ、報復や憎しみの連鎖でテロの危険が増大しています。私は他国から攻められることよりも、「日本なんて、欧米諸国の言いなりだ」ということで、テロの標的にされることの方が不安です。そして、安倍政権のいう抑止力なんて、テロには全く効き目がありません。

売られたケンカを買うから、かえつて事が大きくなってしまふ、自分を強く見せようとして虚勢を張るから、相手との関係が悪くなる・・・これは、私が弁護士になつてずっと感じていることです。運転していて、イラッとする車が来て追いかけたら、カーチェイスになつて事故になつた、逆に追いかけて痛い目にあつたという人はいませんか？とっても危ないです。必要

以上に当事者を攻撃するような主張を繰り返す弁護士には同業者としてがっかりです。

## 戦争法っていったい...

ケンカの仲裁のお手本は小学校の先生です。まずは子どもたちそれぞれの話をしっかりと聞く。もし、見ていた友だちがいたら様子を聞く。相手方がどんな気持ちだったかをお互いに考えさせる。「殴られたら、殴り返せ！ケンカをみたら、自分と仲良しの方を味方して一緒に戦え！」と教える先生はいません。でも、戦争法(安保法)が適用される事態というのは、まさに「やられている友達がいいたら、やつぱりにいけ。手伝え。」ですから、やつぱり、おかしい!!私は今年も声を大にして言っていけます。「ケンカはしません!!」



## 抑制と反動

弁護士 平山 博久



1 先日、公園で小学生が楽しそうに野球をしている場面を見た。

懐かしいなあ、僕もやっていたなあ・・・と想い、ふと、小さい頃にもどのような生活を送っていたかを振り返ってみた。

2 僕は佐賀県唐津市で生まれ、高校生まで実家で生活していた。

父は妙に（といたら怒られるかもしれないが）厳しい人で、我が家の絶対の掟は、①小学生までは夜9時に寝る、②テレビは土曜日及び年末年始だけ観てよい、というものであった。

①はともかく、②には全く理由がなかった。しかも②の掟は僕が高校を卒業し、実家を出て福岡市内で生活を始めるまでの間、ひと時も失効することはなかった。

小学生の頃の友達との話題といえば、その日のあったテレビの話も多かった。特に、記憶に残っているのは、天才たけしの元気がでるテレビ、とんねるずのみなさんのおかげでした（特に仮面ライダーは友人の話を通して心底観たいと思っていた）、の二つである。いずれも平日夜に放送していたため、一度も見たことがない。

そのため、友達のやり取りを聞いて放送内容がどのようなものであったか

を考えるようにしていた・・・：：：：：が、大抵、理解できるはずもない。

小学生の頃こそ、何度も父に平日もテレビを観させて欲しいと懇願するも、理由なくダメの一点ばり。しかし、そのような生活が続くと不思議と人は慣れるもので、テレビについて全く興味を持たなくなった。

3 テレビを観ない時間は何をして過ごしていたかと言えば、決して、勉強ではない。

友人と外で野球・サッカーをする、自転車に乗って広い坂道を高速走行する、山に登る、虫とりをする、蛇を振り回すなどと色々やっていたが、最終的に家の中で一番時間を使ったのは漫画を読む・漫画を描くことであった。

その結果、自然と、机に座って漫画を読み、鉛筆を持って漫画を書き、机に座って・鉛筆を持つことが習慣化され、その延長線で、中学生の頃には自然と宿題をする、勉強をするようになった。振り返れば、他にやることなかったというのが一番の理由かもしれない。

勉強をしなさいと言うことがなかった父が定めた掟の狙いとその点にあつたとすれば、とても理不尽、且つ、壮大な計画である。

4 さて、高校生までそのような生活を送っていたが、大学になって、突然、自由を獲得した。

最初はとても戸惑ったが、今までの遅れを取り戻さんと、とにかくいろいろな番組を観た。

そのため、あるチャンネルを見ていて、CMになり次第、チャンネルを変えて、そろそろCMが終わるのであろう頃に元のチャンネルに戻すことを失念すること多数回。夜はテレビを観ながら寝て、砂嵐の音で起きて、消すこと多数回。

このように、帰宅したらとりあえずテレビのリモコンを手にする生活が数年間続いた。

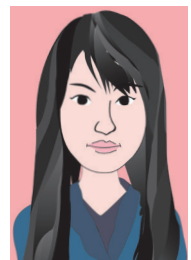
正に抑制から反動に転じた期間である。

5 僕は、未だに、テレビが好きであり、帰宅するとすぐリモコンに手が伸びるようになる。

しかし、僕が小さい頃にテレビを観ていないために、テレビばかり観る父でよいのだろうかと思ひ、できるだけ家ではテレビを点けないようにしている。18年間の抑制の反動と、父から受け継いだ物の考え方のせめぎ合いが終る目処は立っていない。



## わが家の猫事情



弁護士

朝隈 朱絵

10年以上、わが家に居ついていた野良猫のヒナちゃんが、突然帰ってこなくなりしました。最初は、そのうちひよっこり帰ってくるだろうと思つていましたが、何日たつても帰って来ず。家の近くを探して歩いたり、近所の家を訪ねて姿を見なかったか聞いたりしましたが、何の情報も得られませんでした。月日は流れ、もう半年が経とうとしています。野良猫と

いっても、寒い日や雨の日は家の中に入れて一緒に過ごしていて、仕事から帰って来て膝の上に乗せて、晩御飯を分けてあげるのが日課でした。衣替えの季節になり、押し入れにしまい込んでいたコートや羽毛布団を出すと、ヒナちゃんの毛が付いていて、「去年の冬は一緒に過ごしたのになあ」と、胸がキュンとなります。

わが家に残されたもう1匹の猫リン君は、もうすぐ2歳半の、やんちゃ盛りの男の子です。まだ片手に乗るくらいの子猫のときに天神の路地に捨てられていたのを私が拾ってきた子です。ヒナちゃんは気の優しいメス猫で、性格はすごく穏やかで、手を差



し出すと舐めてくれるという、すごく猫の出来た猫でしたが、リン君は真逆。撫でようと手を差し出すと、ガブガブ噛みつかれ、猫パンチが何発も飛んできます。毎晩夜になると夜行性の血が騒ぐのか、興奮して家の中を走り回り、絨毯をぐちゃぐちゃにするわ、テーブルの上を走り回るわ、洗濯物かごをひっくり返すわ、冷蔵庫の上にな

上ってジャンプして飛び掛かって来るわの大はしゃぎ。わが家ではウーパールーパーを飼っているのですが、これにもリン君は興味津々で、なんとかして水槽に手を入れて触ってみようと、水槽を手でパンチしま

す。こんなにも嫉がなっていないのは、何といっても母親の甘やかし過ぎ。うちの母親は、そろそろ孫が欲しいらしく、リン君をまるで孫のように甘やかすのです。いたずらをしたときに私が叱ると、「もう、そんなに怒りなさんな。かわいそうやん!」とかばいませ。まるで、ただ孫を甘やかすだけの

おばあちゃん。その結果、この上なく猫の出来ない猫に出来上がつてしまいました。だけどもやっぱり可愛いところも満載な子で、側に人がいないのに気付くと大声を上げて寂しがって鳴くし、私がトイレやお風呂に入っているときは、少しでも近くにいたいらしく、入り口ですつと待っています。

リン君はひなちゃんのようにいなくなってしまうことがないように、首輪の裏に、「迷子になったらこちらにご連絡ください」のメッセージとともに、名前と電話番号を書きました。ところが、リン君は外に遊びに行く度に、首輪をどこかで無くしてしまっています。これじゃあ個人情報ダダ漏れです。

そこで、何か良い迷子対策がないかと調べた結果、『猫用GPS』なるものがあることを知りました。これは、電波を発する機械を猫の首輪に取り付けて、猫がどこにいるかを常に把握できるといふもの。家にいるときは節電モードになる設定が付いていたり、いろんな種類のものがあるようです。これを付ければ迷子対策にもなる上、日中どこに行っているのかウオッチングしているのか、それとも案外、家の敷地内で寝ているだけなのか。ちょっとわくわくしながら、GPS選びを楽しんでいます。

## 一口法律相談



弁護士  
田邊 匡彦

「結婚後生まれた子供についてのDNA鑑定で生物学的には父親ではないとされた場合、裁判所で、その子の父親ではないと認められるのでしょうか？」

### 1 DNA鑑定の結果で親子関係を決められるのか？

大変難しい問題です。現在では、父親と子供の頬の粘膜を綿棒で取り、DNA鑑定に回せば、生物学的に父子関係があるかどうかは正確に判断することが可能になっており、費用も10万円程度で出来るようになっていきます。感覚的には、自分と血の繋がっていない子であること分かれば、親子関係がないことを認めてもらえそうですが、

最高裁判所の考えは必ずしもそうではありません。

### 2 民法772条の存在

同条の規定により、婚姻成立の日から200日後に妻が産んだ子は夫の子と推定されます。夫は、子供であることが疑わしい場合には嫡出否認の訴えを起こすことが認められていますが、子供が生まれたことを知った日から1年以内に提起する必要があります。

最高裁判所は子の身分関係の法的安定性を優先させ「夫と子との間に生物学上の父子鑑定が認められないことが科学的根拠により明らかであり、かつ、子が、現時点において妻及び生物学上の父の下で順調に成長している事情があっても、(生後1年を越えている場合は)親子関係不存在確認の訴えをもつて当該父子関係の存否を争うことはできない」としています。

昨年末に元アイドルグループのO氏の裁判がありました。婚姻後200日目に出産したので、200日後ではなく、嫡出子の推定は働かない。」とし、DNA鑑定の結果に従い、出生後1年以上経過した後でも親子関係が不存在であることを認める判決がでています。わずか1日の差で結論が大きく変わるようになります。立法論を含め、これからも議論が続くと思われま

## 八幡市民会館・八幡図書館保存運動



弁護士  
溝口 史子

八幡市民会館、八幡図書館は、昭和30年代、村野藤吾氏により設計された建物です。村野氏は北九州市ゆかりの著名な建築家で、現在重要文化財に指定されている現代建築4作品のうち3作品(世界平和記念聖堂(広島)、渡辺翁記念会館(宇部)、高島屋東京店)も同氏の手によるものです。皿倉山を背景に、緑あふれる50m道路や平和祈念像と

共にある市民会館・図書館・ひびき信用金庫の村野作品群は、八幡の戦後復興と平和への決意のシンボルでもあります。ところが、この八幡市民会館・八幡図書館が存続の危機にあります。北九州市は、市立新八幡病院の移転・建て替え計画に伴い、平成27年度末で市民会館を機能停止し、平成28年度には図書館を解体しようとしているのです。

現在、地元では「八幡市民会館と八幡図書館の存続問題を考える会」「住環境を守る会」が、全国では「景観と住環境を考える全国ネットワーク」が市民会館・図書館の保存運動に取り組んでいます。また、これらの建物は、保存の必要性から、文化庁の近現代建造物緊急重点調査事業の

対象とされていますし、DOCOMOMO JAPAN(近代建築の記録と保存を目的とする国際学術組織)からも「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」に認定されています。皆様も保存運動には是非ご参加下さい(シンポジウム等の情報は、事務所HPにて発信していきます)。



DOCOMOMO JAPAN(近代建築の記録と保存を目的とする国際学術組織)からも「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」に認定されています。皆様も保存運動には是非ご参加下さい(シンポジウム等の情報は、事務所HPにて発信していきます)。

### 若手と共に

昨年朝隈弁護士が入所し遂に若手弁護士の方がベテラン弁護士より数的優位を占めるようになりました。しかしベテラン弁護士もまだまだ口頭弁論では若者には負けません。今年も頑張りますのでよろしくお願い致します。



小浜島のブーゲンビリヤ  
弁護士 横光 幸雄

### 感動した

71年生きてきて、これまで様々な法案の反対の集会やデモに参加してきましたが、今回の弁護士主催の戦争法反対の集会とパレード程大勢の人が集まったのは見たことがありませんでした。感動しました。



弁護士 安部 千春

### 交通安全のおばちゃん

昨年から、交通安全のハタをもった大きな交差点に毎朝立っています。ドライバーの皆さん、小学生は急に走ったり、後ろに戻ったりします。だから、通り過ぎてすぐ後ろを通らないでください。今年も弁護士と交通安全のおばちゃんの両立がんばります。



弁護士 東 敦子

### こころの痛み

長田さんが子供の頃、遊びに行っていた時計屋さんは片脚がなかった。何故片脚をなくしてしまったのか聞くと「戦争さ。」と静かに言った。「痛くないの?」と聞くと「脚は痛くはないさ。痛いのはこころだよ。こころが痛い。」といった。今年は、「こころが痛い。」と言う人がでないでほしい。



弁護士 田邊 匡彦

### 共通の願い

昨年は、安保法案が成立するという歴史の転換の年となりました。改めて、憲法とは何か、立憲主義とは何か、国家とは何かを考えさせられました。人の暮らしをより良いものにする事、世の中から争いごとをなくすことは皆共通の願いだと思えます。そのために国民一人一人が何ができるのか、何をすべきなのかを考える必要があるのかもしれない。



弁護士 平山 博久

### 九州から外へ

昨年は、友人と五島列島3泊4日の旅に出、20箇所以上(!)の教会を巡りました。今年は、九州外の美術館を巡る旅に出たいなあと思っています。今年もどうぞよろしくお願い致します。



弁護士 溝口 史子

### 憲法カフェ feat. お菓子作り

若手弁護士で、憲法カフェというイベントを開催しています。憲法の堅苦しいイメージを取っ払って、楽しく憲法について語り合うという会です。私はお菓子作りが趣味ということもあり、先日、小さなお子さんのいるお母さん達と一緒に、お菓子を作って食べながら、憲法について語り合うという試み、楽しく交流を深めることができました。今後もいろんな方法で、憲法を広めて行きたいです。



弁護士 朝隈 朱絵

お知らせ  
新年は一月六日より業務をはじめます。



### 相談時間を延長しました

相談は事前予約をおねがいします

- 月曜日 午前10時00分～午後8時00分まで
- 火曜日～金曜日 午前10時00分～午後6時00分まで
- 土曜日 午前9時30分～午前11時30分まで
- 日曜・祝日はお休みです

＝相談予約受付時間＝

平日(土・日・祝日を除く) 午前9時から午後5時までにお電話下さい。

